

公 告

令和6年5月16日

陸上自衛隊善通寺駐屯地
業務隊長 1等陸佐 村上 至

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地における花火大会行事の部外売店設置及び経営に関する業者の募集について

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地において、善通寺駐屯花火大会行事における部外売店の設置及び経営を行う業者を次のとおり募集いたします。

1 公募に付する事項

- (1) 募集業種 飲食販売（軽食、飲料（酒類を含む））等
- (2) 設置場所 香川県善通寺市南町2-1-1 陸上自衛隊善通寺駐屯地
- (3) 業務期日 令和6年7月20日（土）
- (4) 店舗数 3店舗程度（グラウンド等指定場所）
※応募状況を勘案し、業者数を決定します。

2 公告期間

令和6年5月16日（木）午前8時15分から
令和5年5月22日（水）午後5時まで

3 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

4 募集要領の配布

- (1) 期 間 令和6年5月16日(木) 午前8時15分から
令和6年5月22日(日) 午後5時まで
- (2) 場 所 〒765-8502 香川県善通寺市南町2丁目1-1
陸上自衛隊善通寺駐屯地内 厚生センター2階 厚生科厚生班
電 話：0877-62-2311 (内線2357)
担 当 宮川 (みやがわ)

5 業者説明会(書類及び現地説明)

- (1) 日 時 令和6年5月23日(木) 午後1時10分から
- (2) 場 所 陸上自衛隊善通寺駐屯地内
厚生センター1階 シアタールーム

(3) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 説明会に参加を希望される方は、駐屯地の入門手続きを行うため、令和6年5月22日) 午後5時までに、①会社等の名称、②出席者氏名、③連絡先・電話番号を、下記の連絡先へ電話又はFAXでご連絡下さい。

車で来隊される方は車種・車番を、下記の連絡先へFAXでご連絡下さい。

また、当日、車以外の公共交通機関で来られる方は善通寺駐屯地到着予定時刻を、FAXでご連絡下さい。

ウ 会場準備の都合上、参加は1業者2名以内でお願いします。

エ 連絡先

陸上自衛隊善通寺駐屯地 業務隊 業務隊厚生科厚生班
(厚生センター2階 厚生班)

電 話：0877-62-2311 (内線2357)

FAX：0877-62-2315 宮川 (みやがわ)

6 その他

細部の内容は、募集要領によります。

「防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地花火大会行事における
部外売店の設置及び経営」募集要領

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊

文書管理者：善通寺駐屯地業務隊厚生科長

保存期間：1年（令和8年3月31日まで保存）

募集要領

1 概要

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地において、善通寺駐屯花火大会行事における部外売店の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

香川県善通寺市南町2丁目1番1号
防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地

4 設置期間

(1) 実施日

令和6年7月20日（土）（1日間）

※ただし、災害派遣等で行事の中止を含め内容等を変更する場合があります。

(2) 営業時間

午後6時から午後8時30分（基準）

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 販売品目

軽食（生鮮食品を除く。）、飲料（酒類を含む。）等

(3) 店舗数3店舗前後（駐屯地グラウンド周辺指定地域）

細部は、仕様書のとおり。

※ 設置場所の状況及び行事計画の変更並びに応募状況を勘案し業者数を決定します。

(4) 電気・水の供給

販売に必要な電気・水の供給はありません。出店業者でご用意下さい。

(5) その他

仕様書のとおり。

6 販売品目等について

(1) 食品衛生法に基づく営業許可を必要とする食品販売については、管轄保健所に臨時食品営業許可を受けるので、業者決定後の書類提出日（別途連絡）までに善通寺駐屯地厚生科厚生班長に、「臨時的営業で調理販売する食品一覧」（別途配布）を提出すること。

(2) 食中毒事故に備え保険に加入していること。

(3) 調理者及び販売員全員が腸内細菌検索結果を確認できる書類の写しを指定する期日までに提出すること。

(4) 切り売り果物、生もの等加熱しない食品及び管轄保健所から露天販売を禁止されている食品の販売は禁止します。

7 業者説明会（募集要領・仕様書説明会及び現地説明）

(1) 日 時

令和6年5月23日（木）午後1時10分から

(2) 場 所

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地内 厚生センター1階 シアタールーム

(3) 携行品

募集要領及び仕様書

(4) 参加申込

ア 参加希望者（各業者2名以内）は、令和6年5月22日（水）午後5時（期日・時間厳守）（土・日・祝日を除く。）までに会社等名称、出席者氏名、連絡先・電話番号及び当日使用する車種及び車番を下記の連絡先に電話及びFAXでご連絡ください。また、当日、車以外の公共交通機関で来られる方は、善通寺駐屯地到着予定時刻を、同じくFAXでご連絡下さい。

イ 連絡先

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊厚生科厚生班

TEL 0877-62-2311 内線 2357

FAX 0877-62-2315 担当者 宮川（みやがわ）

8 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する業者は、提出書類を期限までに提出して下さい。

なお、提出された書類は返却しません。

ア 提出書類

(ア) 申請書 1部（別紙第1）

(イ) 企画提案書 8部（別紙第2）

※ 次の事項について、必ず記載または資料を添付して下さい。記載されていない場合、失格とする場合があります。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 陸上自衛隊善通寺駐屯地における営業方針

- g 会社概要
 - h その他のアピールポイント
 - i 出店区画希望表（別紙第4）
- (ウ) 企画提案書付属書類 8部
販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）
- (エ) その他関係書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出して下さい。（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とします。また、提出された書類は返納しません。）
- a 業務確約書（別紙第5）
 - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、法人登記簿謄本）
 - c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）（基準）
 - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（その3）（基準）
 - e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - f 印鑑証明書
 - g 都道府県知事等の発行した営業許可書等の写し（許可を必要とする業者のみ。）
 - h 誓約書（別紙第6）
 - i 役員名簿（別紙第7）

注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一規格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをb、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒765-8502 香川県善通寺市南町2丁目1番1号

防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地業務隊 厚生科厚生班

TEL0877-62-2311 内線2357 担当者：宮川（みやがわ）

ウ 提出期限

令和6年5月27日（月）午後5時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提案書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止します。

9 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定します。

10 選考結果等

- (1) 業者の内定時期
令和6年6月5日（水）を予定
- (2) 結果通知の要領
結果を電話連絡します。

11 業者内定後の提出書類

部外売店の設置及び経営の業者として内定された業者は、以下のとおり提出書類を提出して下さい。

- (1) 提出書類
国有財産使用許可申請書（業者内定後、別途送付）
- (2) 提出先
申請書等の提出に同じ。
- (3) 提出期限
令和6年6月7日（金）（業者内定後、別途連絡）

12 その他

出店希望場所等は、希望に沿うことができない場合があります。

別紙第1

申 請 書

令和 年 月 日

防衛省陸上自衛隊
善通寺駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地内において、部外売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種等〉

番号	業 種	設 置 場 所	備 考

※ 記入例

番号	業 種	設 置 場 所	備 考
1	食品（焼きそば）	露天 1店舗	4.0m×6.0m
1	物品販売（おもちゃ）	露天 1店舗	4.0m×6.0m

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

会社名：

設置希望業種：

設置場所：

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）

c 環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）

d 衛生管理方法（200字以内）

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

f 陸上自衛隊善通寺駐屯地における営業方針（200字以内）

g 会社概要

(a) 本社所在位置

(b) 設立年月日

(c) 資本金

(d) 社員数

(e) 店舗数

(f) 売上高

h その他のアピールポイント（200字以内）

i 出店区画希望表（別紙第4）

主な販売予定商品・販売価格表

メーカー名	商品名	規格等	価格（円）	市価（円）

※ 様式変更可(商品名・価格・規格等が記入されていれば、カタログ・パンフレット等による代替可)

出店区画希望表

希望区画	備 考

(記入例)

希望区画	備 考
露 天	1 個区画4.0m×6.0m 1 店舗 (白テント)
露 天	1 個区画4.0m×6.0m 1 店舗 (移動販売車)

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省陸上自衛隊
善通寺駐屯地業務隊長 殿

「香川県善通寺市南町2丁目1番1号に所在する防衛省陸上自衛隊善通寺駐屯地における部外売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを誓います。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※ 商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき、なお、役員等に変更があった場合は、速やかに様式別紙第7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、またこれらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省 陸上自衛隊
善通寺駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

⑩

